

天保金と安政一分銀の引替騒動

— 洋銀流入の衝撃 —

須賀博樹

はじめに

安政六年（万延元年（一八五九）一八六〇）は二度の改鑄が行われ、その直前には金銀貨への増歩が伴った。安政六年は国外へ金貨が流出し、国内は洋銀忌避と洋銀と一分銀の両替渋滞も起きる。同七年は天保金安政金の増歩通用で引替要求熱が江戸の金融街を席卷し、銀座では洋銀に極印が打たれ且つ江戸本両替仲間（以下、本両替と記す）での洋銀引替も開始された。年号が万延元年へ変更された後には江戸で天保金と万延金との引替騒動へ発展し、その騒動の最中に洋銀の引替停止と時相場への移行、安政一分銀の通用価値切り下げの浮説も呼び

両替騒動も併発していった。

両替騒動も併発していった。洋銀の研究には、洋銀が日本の幣制に影響を与え、事実上本位貨幣の一円銀貨の基礎ともなり、洋銀相場は貿易での取引需要で変動する現銀外国為替になったとも述べる。^①まず国内での洋銀の銀目評価の理由は、洋銀四五匁と金一両 \parallel 銀六〇匁の関係とその後に関し、洋銀四五匁定は洋銀一枚を一分銀三個替の交換比率は同種同量原則での交換比率であり、これを銀目で表すと銀四五匁の値になる（洋銀一ドル \parallel 一分銀三個 \parallel 三／四両 \parallel 銀目四五匁）。洋銀の日本貨幣での価格を計算貨幣化した銀目により表示し、金一両は銀目で六〇目として表示し、それと洋銀との交換比率を表すようになる。洋銀と一分銀の交

換比率は初め銀量比較による両替だったが、文久年間（一八六一～一八六四）に貿易が盛んになり洋銀建取引が出て洋銀が貿易通貨になると、洋銀に対する取引需要が変動するにつれ洋銀相場は銀目四五匁（一分銀三個替）から離れて変動した。横浜開港当時から銀目三六匁内外だったが、洋銀相場を表示する際には丁銀の相場をほとんど反映することなく、金一両を銀六〇目と称し、この銀目により貿易通貨としての洋銀と一分銀との市場交換比率を表示した。²⁾

洋銀関連で従来の日本金貨流出推計研究への批判、幕末横浜洋銀相場分析では、マクロ経済モデルにより日英・日米での実質為替レート分析を行う高橋秀悦の研究もある。天保金安政金の増歩通用から万延小判・万延二分判発行の経済的影響に関し、天保金安政金の増歩通用を「金融資産革命」と位置づけ、当初東日本で資産効果、西日本で逆資産効果が作用したと指摘する³⁾。確かに幕末西日本では銀目単位を計算上用いたが、計数金銀貨の保有・退蔵を考慮すると相当な金貨経済圏と筆者は認めるところである。資産効果の点では江戸は金貨引替開始で著しくすぐ発生したが、大坂・京都でも江戸の翌年に金貨引替は始まり資産効果はあったと見るべきだろう。

次に幕府とハリスとの貨幣交渉史料は「幕末外国関係文書」を基本としているが、田谷博吉は安政六年五～一二月の安政の改鑄と洋銀通用問題を銀座「御用留便覧」も含めて明らかにした。「洋銀一分（安政一分銀）の鑄造となり、八月一三日にその通用を触れたが、ついでまたハリスは洋銀を国内に通用させる手段として洋銀に三分通用の極

印を打つことを勧告した。幕府は二月二八日、ハリスの勧告を入れて洋銀への『改三分定』極印打を布告した」と述べるが、銀座そして本両替での洋銀の交渉と取扱いが論じられておらず、ハリスの勧告から極印を打った洋銀が誕生したかのようにも捉えられる。これは本両替から銀座への要求からも検証すべき点であり、本両替での洋銀量目改めから極印問題が発生したと見るべきだろう。

史料発掘による洋銀研究は、木村晴寿による田中平八（糸平）の経営史料の研究で洋銀をめぐる各商人経営動向の研究はほぼ皆無と指摘する⁶⁾。特に初期の洋銀相場は情報も少なく、研究史でも従来の踏襲が続いていると筆者も考えるところで、売込商関連の史料発掘から洋銀研究の増加が望まれる。

従来の研究は幕府側の対外交渉史料に重心が置かれ、金貨流出とも関連し外国側から幕府への洋銀引替要求、打開策としてハリスが洋銀に極印を打つことを勧告し幕府がそれを容れたとする流れが多い。洋銀を国内要因から見直す必要があると考えられ、本両替史料の検証が必要とされる。『新稿両替年代記關鍵（巻一 資料篇⁷⁾』は、三井組「諸事控」や播磨屋中井両替店（以下、中井と記す）の日記より採録されているが、採録以外の部分や三井組側と中井側の記事の有無で史料批判を要する。以上を踏まえ本稿の目的は次の三点になる。①本両替が洋銀に関し、忌避の強い国内で一般的受容性を持たせるため、極印や切貨という手段を示しながら、銀座での洋銀両替から引替所での洋銀引替の過程を明らかにする。②万延元年の江戸での金銀貨引替騒動は、

国外への金貨流出の衝撃より存在が薄い。確かに、天保金増歩という切り上げでの引替騒動は『新稿両替年代記関鍵(巻一)』『図録日本の貨幣4』でも紹介しているが⁹⁾、洋銀と安政一分銀との関係や価値切り下げには言及はない。そのため、国内の金貨切り上げと銀貨切り下げを、関連性と同時性を踏まえて二つの騒動を位置づける。③洋銀相場研究は文久二年以降が中心でそれ以前は情報に著しく欠けるが、初期洋銀相場に関し生糸売込商の史料から相場算出を試みる。

尚用語について、史料中の大白は一分銀(新は安政・古は天保)対して小白は嘉永一朱銀を、赤は二朱金・中は二分判を指す。引用史料は江戸三井組「諸事控」(三四番)が中心だが引用が単独の場合は注記しない(他との併記の場合「諸事控」と記す)。中井では、安政六年「改五拾八番日記」(改五拾八番日記)と記す、万延元年「改五拾九番日記」(改五拾九番日記)と記す、安政七年、明治三年「両替方九番日記」(「両替方九番日記」と記す)である¹⁰⁾。

一 安政六年の洋銀通用問題

1 江戸本両替と洋銀通用への試み

幕府は安政二朱銀の通用を外国側の強い抗議で断念したが、中井では「当未成年銀引替相場高下控附洋銀共」に「此式朱判御吹出間もな¹¹⁾く止二相成、是ヲ横浜南鎌与あざ名申候、別段通用止の御触無之」と

記し、異称は横浜南鎌、すぐ通用停止になりその正式な触書も無かったと述べる。江戸では六月二三日に「当分之内外国銀トルラル与唱候目方七匁式分之銀壹ツ与、壹分銀三ツ与取遣可致通用候」¹²⁾と触れ出され、当分は洋銀で量目七・二匁の一枚は量目六・九匁の一分銀三個換えて通用するとした。洋銀の量目が一定していない問題もあるが、重量上一分銀側の〇・三匁損が日本での洋銀忌避に影を落した。中井でも「素より壹分銀与量目掛合ニ而者御不益ニ付(中略)乍商民齒がみヲ成スの時合残念至極」¹³⁾とあり、一分銀側の量目上の損は商人としても悔しく残念と述べている。しかし肝心の洋銀を一分銀へ換える主体は誰か確定していなかった。

七月二八日触書に「トルラル銀目方異同有之一定不致、数而已を以て引替差支候哉ニ相聞候間、壹分銀与量目掛合之上取引可致」とあり洋銀は量目の差異があり一定でないため、個数での引き替えは支障があるため、一分銀と量目を掛合して取引するよう出された。翌二九日触書には洋銀取引の際に「御国壹分銀恰好より少々小振之品ヲ取交相渡候」¹⁴⁾とあり、洋銀の量目不安定に対し日本商人が小ぶりの一分銀を混せて渡し、重量上の損を避ける行動に出ていた。

七月二八日触書は「過日一分銀三ツ換候御触とハ意味合相違いたし候」と本両替で物議を醸し、洋銀は一分銀三個換えの六月二三日御触と意味合いも違うため、本両替で相談して八月三日には三組番組行司と共に江戸町奉行所南御番所へ赴き口達で伺い、荒増を次の「書面大略」¹⁵⁾に記している。

此度之御触ニ而者トルラル目方七匁式分、壹分銀三ツ之目方六匁九分掛合七候節ハ三分トルラル之方重く右三分丈ヶ壹分銀ニ添遣シ候哉、又者七匁式分之分ヲ壹分銀三ツニ兩替いたし、夫より過不足有之ハ右ニ准シ兩替可仕哉心得方奉伺と認メル

洋銀が〇・三匁重いためその分を一分銀に加えるか、洋銀七・二匁を一分銀三枚へ兩替して過不足があれば右に准じて兩替すべきか、心得を伺っている。その心得では一分銀三枚に、八月四日より銀一・九五匁余、同六日より一・八七二匁を加え、更に洋銀一枚の切賃が買取で三匁を兩替商が受け取り、売渡で一匁を兩替商が出すことを決めた。そのため、七・二匁洋銀一枚は、四日より代金三分と銀一・九五匁余、六日より代金三分と銀一・八七二匁へ兩替し、且つ切賃が買取で三匁受取・売渡で一匁支払と決まる。

本兩替屋行事による「八月五日差出し申候書面」には、見馴れない洋銀を国内貨幣へ転化させるべく先の南鐐二朱銀の例を示して講じている。

外国銀通用被仰出候処、見馴不申故敷商人手許へ外国銀立廻り候得者御国金銀与引替所持いたし候人氣ニ付、外国銀者兩替屋方江而已相集り兩替や方々外国銀出方無之、終ニ兩替差支候場合ニ至り可申与深ク心痛仕、私共相談仕候処、安永度南鐐式朱判御吹立之砌南鐐ヲ嫌ひ候人氣ニ而通用不宣、其頃割差与唱江歩合ニ而南鐐式朱判取交兩替致、切賃之儀者式朱判素人へ売渡候節者金壹兩ニ付銀四分兩替屋より差出し、兩替屋江素人へ買取候砌者金壹兩

ニ付銀八分請取候積り、此切賃高下ニ而割差之仕様弁利相成自然通用宜敷、安永二巳年五月御触左ニ

洋銀通用が仰せ出されたが、見馴れないためか商人は手許に来ると日本金銀貨へ引き替えに来る人氣しかない。洋銀は兩替商へのみ集り、兩替商から洋銀が出ることは無く、終に兩替が差し支えることを心痛している。本兩替で相談したところ、安永の南鐐二朱銀でも嫌われる人氣しかなかく通用が良くなかった。その頃、割差と唱え歩合で南鐐二朱銀を交せて兩替しており、加えて南鐐二朱銀一兩につき「切賃」銀を素人への売渡では〇・四匁を兩替商が出し、買取では〇・八匁を素人より受け取った。切賃を高下させることで割差の仕様が便利になり南鐐二朱銀の通用が良くなる。また、安永二年（一七七三）五月二八日付「安永度御触面」も記し、これを参考にした切賃予測を次のように述べて締めくくっている。

今般外国銀之儀割差シ仕様并切賃之儀トルラル一ツニ付売五匁位、買様八匁位、尤当時見越之義御座候間、捌方模様ニ寄り高下可仕奉存候、兩三年之内ニハ外国銀見馴無滞通用可仕与奉存候

洋銀での割差仕様と切賃について、一枚につき売渡では銀五匁位を兩替商が出し、買取では銀八匁位を素人より受け取るようになること見込み、捌き方の模様で切賃が高下すると述べ、兩三年内には洋銀も見馴れて通用するようになると観測する。現実では洋銀一枚〓一分銀三枚を貫こうとする圧力もあり国内で洋銀忌避は強いが、本兩替自身は洋銀も見馴れば国内で一般的受容性を得られると指摘していた。

2 銀座での洋銀引替と安政一分銀新鑄

安政六年八月九日には「横浜表市中商人江外国御奉行所より被仰渡候ハ、トルラル之儀江戸表両替屋にて無差支引替候筈ニ付、若引替差支候ハ、両替屋名前可申上旨被仰渡有之」とあり、外国奉行所から横浜商人へ洋銀は江戸の両替商で引き替える筈のため、もし引き替えに支障があれば両替商名を申し上げるよう仰せ渡された。そのため「此節同処商人分近々多分ニ持参候得共、無抛程能相断申候、然ル処信州上田産物系売渡代トルラル大数引替之儀中井殿へ申参り、右被仰渡候廉ヲ以六ヶ敷被申問候」とあり、横浜商人より多分の洋銀を持参してくるが引き替えを断っていたが、信州上田産生糸の売渡代洋銀を中井へ持参され、外国奉行所の仰せ渡しがあつても引替困難と申し聞かせた。中井でも「八月九日など横浜商人外国御掛の仰ヲ受、洋銀持参強談等申入、何哉か哉心配致ニ付、元文安永の度業体之者の身苦ヲ思当り仲間一同心痛当惑致候」と記し、洋銀引替で強要された心労を南鐘二朱銀通用時の本両替の心痛と重ねている。

この強談は八月九日条と「八月十日書面」^(本)に依れば、九日夜五ツ時に横浜商人惣代として肥前屋小助・穀屋清左衛門（「諸事控」では穀屋清右衛門と誤記か。以下穀屋と記す）^(本)は三井次郎右衛門・竹原屋文右衛門（以下、竹原と記す）に来店し大数の洋銀引替が可か不可かを尋ねたが、本両替は洋銀高が多いため引き替えを断つた。この横浜商人二人は「横浜一同之難儀」もあり惣代として江戸に来ており、横浜御奉行所へ申し立てると言い、帰った（穀屋と洋銀は後述）。八月九

日条には本両替は同夜に話し、横浜御奉行所に訴えられては「後難恐多」^(本)いたため、本両替行事四人も「八月十日書面」で訴え出る。そこでは外国金銀貨はそのまま通用する御触が出され「諸向御上納江もトルラル相納候而不苦候哉」と伺い、大名幕府へ洋銀を納めても本当いのか洋銀引替と取引ルールを尋ねた。

一外国銀通用被仰出候処、見馴不申故歎商人手許ニ外国銀立廻り候得共、御国金銀与引替所持致候人氣ニ付、外国銀者両替屋方江而已相集り、両替屋方外外国銀出方無之片通用ニ相成難渋仕候、外国銀江御極印被成下候得者差支も無御座候得ども不容易御義ニ付、私共分申上兼候間、左之廉御伺申上候

一両替切賃人氣ニ応シ高下時宜次第駆引仕相掛度

洋銀通用が仰せ出されたが、見馴れないためか商人の手許に来てても日本金銀に引き替えてしまうため、洋銀は両替商へのみ集り両替商から洋銀が出ることは無く、片通用で難渋している。洋銀へ極印を打てば支障が無くなるとして暗に実施を願ひ出た。また、洋銀の両替切賃は人気で高下するが本両替による駆引き実施の許可を求めている。洋銀の引替混乱は、従来外国商人の引替要求が強調されてきたが、日本商人が受取洋銀を嫌い日本金銀へ引き替えてそれを貯め込んだ事実も明らかになる。洋銀への極印は両替商へのみ洋銀が集中することを防ぎ、一般への受容を目的に本両替から要望された。

本両替四人の訴えは御吟味所で理解が得られ、荒増を「御利解大略」^(本)として記し「両替屋共トルラル手元へ集り難渋之趣尤也、何分外国之

品故二誰嫌ふとなく嫌候事、持ぬさんだん申上候而おのづとそふ言ふ
 人気二成ル申候」と述べる。つまり洋銀が両替商に集中し難渋してい
 る理解が得られたが、人々は外国貨幣故に嫌い、所持したくない算段
 を言い、自ずとそのような人気になると洋銀忌避を述べている。

八月一二日条に本両替は理解の趣も含めて寄合を行うが「此頃壹分
 銀御吹増之噂」があるとも記しており、翌一三日御触には洋銀と同位
 の銀で安政一分銀を吹き増しするため、天保一分銀と取り交せて通用
 を触れ出した。

八月一四条には中井手代が銀座へ行くと洋銀所持分は殊に寄せ、同
 一八日より引き替える旨が出されたが、当日銀座へ伺うと今度は二四
 〓二五日頃開始と聞かされた。八月二四日条には銀座で洋銀引替が開
 始されたが、代り一分銀の交付は三日後で、且つ「代り金者此度御吹
 増之壹分銀二而御下ヶ相成」とあり、安政一分銀での交付が宣言され
 ている。横浜でも洋銀の三分通用が承知され買方も改められ、七二
 匁洋銀は一分銀三枚に銀〇・九三六匁を加えるが、先の八月六日より
 半高になった。洋銀一枚の切貨は買取で三匁を両替商が受け取り、売
 渡で一匁を両替商が出すことで変更なかった。銀座で洋銀は引き替え
 られるものの、洋銀持主と銀座を両替商が仲介する機能は必要だった。
 しかし九月八日に本両替行事・三組両替屋行事・番組両替屋行事へ
 仰せ渡された内容の中に「外国トルラル銀之儀、追々取引致候之分
 両替屋共方江多集り致難渋候趣等相聞候二付、以来手支候節者銀座ニ
 おゐて御引替可被下候筈」とあり、洋銀が両替商に集り難渋している

ため、手支えの際は銀座で引き替える筈としている。これが幕府内部
 へ影響したのか、翌九日に洋銀は量目を改め、極印を打つ案が出され
 た。¹⁹⁾

一 一月八日町御触では、洋銀と同じ銀品位で安政一分銀を吹き増し
 したため、洋銀と一分銀と量目を掛合の上で取引すること、上納に関
 しても年貢金やその他の諸向上納金の内へ洋銀を交せても全てでも構
 わない旨が出されている。²⁰⁾

3 天保一分銀の回収

八月一三日に安政一分銀が吹き増しの形で新鑄されたが、天保一分
 銀と取り交せての流通だった。他方で幕府は天保一分銀の回収が課題
 になるが、江戸と大坂・京都では天保一分銀に関する対応が全く異なっ
 ていくことにもなった。

江戸は、中井で「仲間二不抱事^{（金老）}」があり、天保一分銀の中井単独で
 の引き替えが見られる。引替元は安政一分銀と推定され「九月初旬
 於御金改役所ニも古壹分銀御買上ヶ相成、是者御内沙汰御用ニ付仲間
 二不抱手前一手二被仰付候、但銀座分紙代丈御手当増被下、速ニ御引
 替相成候」とあり、九月初旬より銀座でも天保一分銀の買い上げを始
 めた。これも内々の沙汰で本両替に関係なく中井のみ目立つことなく
 引き替え、同六日条にも「今度新大白、新古入交候二付為見分ヶ、カ
 タ判彫刻いたし今日合相用」とあり安政一分銀は天保一分銀と入り交
 ぜのため見分けの型判を作って用いたと記している。銀座からは包銀

の紙代分だけ御手当増となり、中井が安政六年九〜十二月に引き替えた天保一分銀高は六二万両だったが、万延元年暮になると自然と少なくなり、幕府は増歩の若干の上昇と、引き替えは金座付の引替所へ拡大した。²¹

大坂の三手（三井組、十人組、住友家）では、弘化二年（一八四五）四月二四日に十人組により大坂着になった引替元一分銀三万両が、万延元年まで一二度にわたり二朱銀一朱銀を差し立て、残り五三〇〇両あった。万延元年一〇月一六日も十人組が三〇〇両、住友家が五〇〇両を二朱銀一朱銀へと引き替え、合計八〇〇両を江戸へ差し立てた。²²つまり、安政一分銀がこの時期既にあるにも係わらず、引替元の残存や天保一分銀と安政一分銀の混在方針により、天保一分銀による引き替えが継続されていた。

引替元の天保一分銀四五〇〇両がなおも十人組・住友家に残されていたが、文久元年（一八六一）五月二五日書状には直接銀座から返上の督促が三井組へも来た。

一去ル十四日銀座分以手紙両組宛申参り候処左之通

先年古壹分銀を以相渡候京大坂引替元渡之内引替済残り之分
早々相納候、御勘定方々御沙汰有之候間右之段早便を以彼地江
申達シ早々上納可被致候、以上

五月十五日

右之通申越候二付御取調被成候処、弘化二巳年四月五日差立当番
拾人組方々三手元壹分銀三万両為御登有之候処追々代り式朱銀壹

朱銀差下シ当組分皆納相成申候²³

手紙では幕府勘定方が大坂・京都にある引替元天保一分銀の返上納を伝えてきた。大坂三井組は安政三年一〇月一六日の差し立てで皆済の旨を江戸へ伝えているが、十人組・住友家の返上納の記述は三井組側にはないが、住友家では次が確認できる。

乍恐口上

巳四月廿四日着高三万両之内

一金三千五百両也

但皆壹分銀

右者江戸表二而被仰渡候御吹直金為御差登之分、当時引替済書面之通今日十人組江差出申候、是迄内納之分共都合壹万両二相成申候、此段以書附御届奉申上候、以上

文久元酉年六月十日

住友吉次郎

御奉行様²⁴

病氣二付名代竹中小兵衛

住友家は文久元年六月一〇日に天保一分銀三五〇〇両を返上納した。他方、十五軒組合では、弘化二年一二月二五日に十人組により大坂着になった引替元天保一分銀三万両が返上納の対象となるが、江戸・大坂間の輸送は十人組が担当のため残高や事情はほぼ窺い知ることではない。十五軒組合の返上納は「文久元年西六月、引替済古新式朱銀十人組并二月番炭安へ相廻ス受取式通入」とあり六月に引替済み二朱銀が加島屋作兵衛から月番炭屋安兵衛を経て十人組へ廻され、十人組より加島屋作兵衛への同年六月一〇日付「覚」に南録二朱銀一二五両・文政南録二朱銀二五両が「弘化式年巳十一月廿五日着坂御元手之

内引替代り儘請取申候」とあり、⁽²⁶⁾十五軒組合も住友家同様に六月一日の返上納と考えられる。

京都の両組（三井組、十人組）では、弘化元年二月八日に十人組により京都有着になった引替元一分銀三万両が、万延元年まで一五度にわたり二朱銀一朱銀を差し立て、残り二〇〇〇両が返上納となった。内訳が三井組は二朱銀一朱銀七〇〇両と天保一分銀三〇〇両、十人組は二朱銀一朱銀と天保一分銀の合計一〇〇〇両で、文久元年六月二日に各自が江戸へ差し立てて返上納した。⁽²⁷⁾

江戸では当初中井が秘密裏に天保一分銀を引き替えた様子が窺われ、大坂・京都では引替元天保一分銀残高が多く文久元年まで引替継続だったが最後は返上納させられた。これにより安政の改鑄後の銀貨引替は、引替元安政銀で天保銀を引き替える新旧通用銀引き替えに一元化され、南鑄二朱銀誕生前の元文の改鑄の時と同じ様相になった。

二 安政七年の天保金増歩通用と洋銀価値維持策

1 天保金安政金の増歩通用

天保金安政金は安政七年（三月一八日より万延元年）正月二〇日に増歩、二月一日より「両替無滞通用」する旨が出された。引替方向筋では二月四日に御引替所惣代中井新右衛門・三井組から金座へ「以書附奉伺候」が出されており、ほぼ同文が中井では「保字正字金之義二

付御金改役所伺書」と称されている。

御歩増通用御触面二而保字金多人数持寄候二付取扱心得方奉伺候、右保字金之儀者一旦御引替被仰渡候二付、取集メ次第当御役所江差出し来候処、今般御触面二而通用金二立戻り候義今乍恐奉存候、然ル上者自然望人有之候節売渡候而不苦候儀御座候哉、矢張御引替金与相心得可申哉奉伺候、御引替金之義二御座候ハ、当節人氣立候折柄何卒速ニ御引替被成下置候ハ、一同難有⁽²⁸⁾

増歩の触書により天保金を持参する者が多いため取扱いの心得を伺っている。天保金は安政六年に引き替えが仰せ渡されていたため集め次第金座へ差し出していた。今回の触面は天保金が通用金に逆戻りしたとも考えられ、望む者へ売り渡しても良いものか、引替金として認識すべきか、を伺っている。引替金ならば天保金引替の人氣も立つので速やかな引替実施を望んでいる。つまり天保金は安政六年五月末より引替対象になっていたが、同七年正月の触書で前代未聞の増歩通用になることで両替対象の性質を再び帯びた。引替所では他種貨幣を持参され天保金へと両替される人氣を警戒したと考えられる。

二月七日に本両替は名主馬込氏⁽²⁹⁾に呼ばれ、江戸町奉行所北方の吟味役が尋ねたのは小判一分判両替の節の申し答え方で、それを書面で差し出すよう仰せ聞かされた。同八日に竹原が「御尋ニ付以書付奉申上候」で両替について答えている。

小判壹分判御歩増通用被仰出候ニ付両替ニ持寄候節取扱方御尋ニ付奉申上候、右之内保字金之儀者一端⁽³⁰⁾御引替被仰出候処、今般御

触面ニ付保字金正字金共通用之義者聊差支無御座候得共、御引替之義ハ未御沙汰無御座候得共、追々兩替ニ而已持寄何分手廻り兼引替差支候ニ付、当時御金改御役所江伺中ニ付引替之儀ハ右之趣ヲ以可成丈申延候含御坐候。(注―傍点筆者)

小判一分判が増歩通用になり両替に持つてこられた際の取扱を答えている。天保金は安政六年に一度引き替えが仰せ出されたが、同七年正月の触面で通用は差し支えないが、引き替えの沙汰は未だ無い。今後両替のみで持参されると手が廻らず引き替えに支障も出る。金座へ伺っている最中だが引替開始はなるべく延長を希望している。これを馬込氏へ出すと「決而心配之筋二者無之趣」と心配の筋にはないと聞かされた。

三月二三日条には江戸町奉行所北方同心衆が天保金引替の当節模様を尋ねてきたため、引替処惣代竹川彦太郎から田中清十郎への安政七申年三月付「御尋ニ付以書付奉申上候」を出したが、内容は先の二月八日の「御尋ニ付以書付奉申上候」とほぼ同文だが傍点部分が「引替之義者伺御下知御座候迄御引替仕兼申候」となっており、金座へ伺っている最中だが引き替えの下知があるまでは引替不可と変わった。

つまり天保金は安政六年に一度引替対象になったことで当然隠匿・退蔵もあつたことも考えると、増歩通用になつても天保金安政金持主は両替するよりは引替開始の方に人氣が移つていったものと見られ、引替所では引替殺到を恐れていた。三月に入ると天保金安政金引替実施要求が日に日に強まっている様子も窺われる。

2 改三分定洋銀の登場と引替所での洋銀引替

本両替が両替迅速化のため提案していた洋銀に極印を打ち三分通用にする案は現実味を帯び、展開を見せた。安政六年二月二十七日に「外国銀目方七匁以上之分、壹分銀三分通用之積、於銀座極印打渡し候間無滞通用可致候、尤銀錢所持致し居候者は銀座江差出シ極印を請可申候³¹」と出され、銀座で量目七匁以上の洋銀は一分銀三分通用のため、銀座で極印を打ち三分通用にし、洋銀持主も銀座へ差し出して極印を受けよう述べている。

同七年二月一日に町年寄樽御役所³²で本両替屋・三組両替屋・番組両替屋の行事は極印を打ち立てた洋銀を見本として渡された。その申渡では今度洋銀へ極印を打ち立て世に通用させる触書が仰せ渡されたため、見本洋銀八〇枚を渡すため代金を納めるよう述べている。その洋銀は本両替仲間四軒が一枚ずつ、三組・番組両替屋へ七六枚が渡され、銀座のみならず本両替屋・三組両替屋・番組両替屋行事でも改三分定洋銀引替を行わせる準備だった。

しかし、同一九日触書には「洋銀目方七匁以上之分極印打渡、壹分銀三分之通用ニ相成候(中略)兎角相場相立三分之通用不致趣相聞候(中略)相互ニ極印通無滞通用致し候様³³」と出され、量目七匁以上の洋銀に極印を打ち一分銀三分での強制通用を図っているが、相場が立ち洋銀が三分通用しない趣も聞こえるが、極印通りの通用を触れ出した。同じく一九日、竹原が出した「洋銀引替方内伺」は、改三分定洋銀の見本下渡し後の本両替仲間での申し合わせであり、中井の史料に

も記されている。⁽³¹⁾

切賃銀壹枚二付売渡式匁・買取三匁二而少々宛引替仕候処売人勝
二而買人無御座、且諸家様御為替金之内江聊宛取交切賃銀添相納
候処御差戻二相成、何分捌方当惑仕候、尤本兩替屋二而多分金銀
取扱候義者、上方表合諸家様江御下シ金右下為替市中商人廿日合
数口取集メルヲ金高二建相納候義而已重々御座候処、右為替等御
請取無御座候而者此上取扱方如何可仕哉当惑仕候

洋銀は素人への売渡では銀二匁を兩替商が出し、素人よりの買取で
は銀三匁を兩替商が受け取り、少々ずつ引き替えたが売渡はいるが買
取はいない。洋銀を大名家の為替金の内へ少しずつ交せて切賃を添え
ても差戻しになり、洋銀の捌き方に当惑している。江戸本兩替の金銀
取扱は、上方よりの大名家の下し金の下為替を二〇日に江戸商人より
数口取り集め、金建にして大名家江戸屋敷へ納めることのみを重んじ
てきた。下為替等が受け取られなくなったら、これら取扱方ほどのよ
うにしたらよいか当惑している。そして「別紙下ケ札」中では切賃の
提案を次のようにしている。

一見越之義御座候得共切賃銀駈引二寄、売渡四匁・買取五匁、又者
売渡六匁・買取七匁位迄駈放シ候、切賃二而当分試望人相進候節
又々引下ケ候而者如何御座候哉、併過当二相成候而も恐入候二付
此義も内々御伺申上候

見越しに過ぎないが切賃銀は駆引きにより、兩替商は売渡で四〜六
匁を出し、買取で五〜七匁を受け取る位を範囲としたい。当分の試み

で洋銀を望む人に切賃引き下げをしたらどうかを提案しているが、過
当になりすぎても良くないので内々に伺い申上げている。

本兩替四人から銀座へ出された二月二日付「乍恐以書付奉願上
候」⁽³²⁾では、洋銀忌避が報告され一分銀の引替高増加を訴えた。まず洋
銀については「御屋敷方町方二ても為替金等江取交相渡候而も兎角迷
惑之趣二而請取不申、其上日々兩替二者無限持參致、少々宛兩替致遣
二而も多繁之事二而洋銀而已相嵩、外通用金逼迫及、追々渡世二も差
支候義二付甚当惑仕候」とある。洋銀は御屋敷方町方共に為替金に混
ぜて渡すと迷惑がり受け取らない。洋銀は日々多く持つてくるので、
少しづつ兩替しても洋銀だけが嵩んでいく。洋銀兩替で外通用金が逼
迫し渡世に支障が出ているので甚だ当惑している。

次に、洋銀引替と兩替については「格別之思召ヲ以、銘々二も当分
之処、軒別ニ弍千枚二而も千枚二而も御極印之有無ニ不抱七匁以上之
分毫分銀三分二御引替被下置候様被成下候ハ、右高二者不抱手内差操
ヲ以可成丈兩替方出精仕、兩替致遣候へ者自然御触之通無滯通用之場
二も至り可申歟と乍恐奉存候」と述べる。格別の思召しで本兩替でも
当分、軒別に二千枚でも千枚でも極印有無に関係なく七匁以上の洋銀
を一分銀三枚で引き替えられるようになれば、洋銀枚数に縛られず本
兩替手内の遣り繰りでも兩替できるようにしたい。きちんと兩替でき
ることが、触書で謳う支障ない洋銀通用に至ると述べている。

最後に洋銀忌避と対策は「元来端金ニ差支無抛兩替ニ持參仕候者稀
二而、只々洋銀所持候而ハ不通用と而已心得、貯候向不残外通用金与

引替可申存意一般与相見江申候、然ル上者何程切賃請取二而も暫時に代金差支業艱相障り、且ハ御触面ニも齟齬仕如何ニも恐縮仕候、御引替金ニ無之段者厚相心得罷在候（中略）御憐愍ヲ以軒別日々相応之高御引替被下置候様奉願上候」とある。洋銀持主が小額貨幣に差し支えて両替に持参するのは稀で、洋銀所持では不通用と考え洋銀を残らず通用金へと引き替えたい考えが一般的である。しかしどれ程切賃を受け取ったとしても、しばらく洋銀代金が差し支えれば業体に障る。触書面と齟齬が出てしまっても恐縮だが、引替金ではない事は承知の上で、本両替軒別で日々相応高の洋銀と一分銀との引き替えを願ひ出た。本両替では銀座との洋銀引替を開始し、安政一分銀が渡されることで、両替のための外通用金の資金繰り悪化防止が課題であり、それができれば洋銀忌避は解消に向かうと考えた。つまり上部に銀座と本両替との間の洋銀引替、下部に本両替と洋銀持主との間の両替を構築することを提案している。

しかし二月二八日付「再応以書附奉願上候」では、同二二日付の日々軒別相応高の洋銀引替歎願は聞届け無しで差し戻されたとまず述べ、「銀高多少ニ不限本両替屋共日々順番ニ御引替被下置候ハ、難有奉存候」とあり、洋銀高の多少に限らず本両替で順番に引き替えさせてくれるよう要求を下げ再び歎願している。尚、この後に記された申二月付「口上之覚」には「今般伺試候洋銀相場立之儀」とあり上方筋より洋銀相場について尋ねられたらどうか話題になっている。

万延元年三月二六日（三月一七日まで安政七年）に竹原・中井・井

筒屋善次郎（以下、井善と記す）が銀座へ呼ばれ次の内容を話した。

洋銀引替之義、是迄素人より直々差出引替候処、以来本両替屋并引替所二而引替候様致度、尤代り金者翌日翌々日相渡候、引替方日々惣艱江七千両位見積り（中略）且又引替賃者引替人より可請取、乍去過分之儀者不宜候間是又書付二而可差出候

銀座の洋銀引替は、これまで素人より直接差し出させて引き替えていたが、これより本両替屋・引替所で引き替えるようにしたい。洋銀代り金は翌日か翌々日に渡せるようにして、引替高は七〇〇両位を見積もる。引替賃は引替人より受け取るが、過分になるのは良くないので書付を差し出すことにする。そして、引替所石川屋・井善・村田七右衛門（以下、村田と記す）・中井・竹原から銀座へ出された同二七日付「御尋二付以書付奉申上候」には、特に「御代金即日にも御下ヶ渡被下置候ハ者、聊差支無御座此段御尋二付奉申上候」とあり、銀座よりの洋銀代り金は即日下げ渡してくれば差し支えないと申し上げており、洋銀代り一分銀の迅速な交付こそを望んでいる。

四月一九日に銀座で竹原・中井・村田・井善・石川屋が呼ばれ次の「申渡」を受けた。

市中・在方之分洋銀引替方向後座方おみて引替相断、其方共江引替為取計候間、聊之口銭を以無滞引替候様可相心得候

市中・在方分の洋銀引替は銀座ではせず、引替方で引き替えるが、少しの口銭を取ってもよいが支障ない引き替えをするよう述べており、ここで本両替や引替所が望む洋銀引替が実現した。翌二〇日にこ

の五軒は銀座へ口銭の件で「御尋二付以書付奉申上候」を出し、そこで「洋銀引替料其外為諸雜費壹枚二付四分五厘ツ、口銭引替人分申請、精々上納可仕候」とあり、洋銀一枚につき洋銀引替料とその他諸雜費で銀〇・四五匁を引替人より受け取り、洋銀は銀座へ上納することになった。更に、同二四日に町奉行所より申四月付「申渡」が出た。

一市中其外洋銀所持之者共引替方間ニ合兼通用かた不融通ニ付、壹分銀吹方員数相増候所座方一手ニ而者引替方混雜いたし候ニ付、本両替屋并座方附両替屋江為引請引替候筈ニ候間、右両替屋共相心得多之分切賃等不請取引替候様可致³⁶⁾

市中その他地域の洋銀持主への引き替えが間に合わず不融通であり、安政一分銀の製造高を増やしたが銀座一手だけでは引替混雑になる。本両替屋と銀座付の両替屋で引き替える筈のため、多分の切賃を取らないよう述べている。引替所指定は、本両替は三井次郎右衛門（駿河町）、竹原屋文右衛門（室町三丁目）、中井新右衛門（金吹町）、村田七右衛門（神田佐柄木町）。座方付は嶋田屋利七（三組両替屋、本船町）、井筒屋善次郎（七番組両替屋、田所町）、竹川屋彦次郎（九番組両替屋、南茅場町）、美濃屋利右衛門³⁷⁾（十番組両替屋、元大坂町）、伊勢屋吉之助（十壺番組両替屋、呉服町）、石川屋庄次郎（二拾番組両替屋、神田旅籠町）の一〇軒だった。

三 万延元年の貨幣混乱

1 江戸での天保金引替騒動

中井「改五拾九番日記」の「保正字金引替一条」は、江戸での天保金増歩引替が余りの混乱のため後の咄の種に控えており『新稿両替年代記關鍵（巻一）』にも所収される³⁸⁾。重要箇所を月毎に取り上げ考察を加えていきたい。

万延元年四月九日に「保正字小判壹分判并式分判式朱金共、新小判壹分判式分判式朱金与引替候筈ニ候条、引替御用相勤候もの共方江差出引替可申候³⁹⁾」と触れ出された。

一保正字金引替四月十一日合相始候所此引替初発合出進ミ、且座方十一日合十三日迄者千五百両宛御引替相成、十五日合千両廿日合七百と追々金高相減候、右者御の字・シ付の座方直引替多ク、依之引替所の高相減シ候哉存候⁴⁰⁾

江戸では四月一日より引替開始となり、一一〜一三日は一五〇〇両ずつと引き替えは多かったが、一五日以降は一〇〇〇両ずつ、二〇日以降は七〇〇両ずつと減少した。これは武家屋敷である「御の字」や、金銀座附下両替屋である「シ付の座方」からの引き替えが多かったため、引替所の引替高が減ったと見ている。

凡百万両ヨも御吹溜之上御引替始り候由ニ候得共、二月以来諸国合江戸表江入津の保金モ莫大之事ニ而、御引替始り候ヲ待かまえ居、我勝ニ引替よふと申人氣一般ニ而、座方者勿論引替所モ追々

表1 万延元年～文久元年の江戸金貨引替

	万延元年			文久元年			
	天保金安政金	古金	天保二朱金	天保金安政金	古金	天保二朱金	安政二分判
	両	両	両	両	両	両	両
三井組	89,350	13,100	37,000	36,400	6,250	25,000	5,700
十人組	84,500	12,950	19,000	5,700	2,150	19,000	10,600
三谷	53,400	9,200		3,200	1,900	500	
竹原	85,400	13,300	36,000	22,200	8,000	38,000	22,000
中井	116,900	24,250	91,000	76,800	19,250	23,000	126,700
泉屋	82,300	12,750	15,000	5,200	1,800	1,000	7,200
井善	80,200	13,050	33,000	13,800	6,800	76,500	31,500
石川	68,650	8,000	15,000	8,200	2,800	9,800	16,700
村七	56,000	10,700	27,000	20,150	11,150	41,300	54,000
美の利	34,250	7,500	11,000	2,000	200	7,300	27,100
伊勢吉	65,350	12,300	21,000	37,550	8,150	18,000	70,800
大兼	54,200	11,100	33,000	9,250	1,100	38,700	19,600
新泉屋	42,900	6,850	22,000	9,100	450	17,800	11,100
竹川	11,100	1,600	19,000	21,650	7,500	33,500	10,400
泉甚				18,100	5,250	94,800	12,100
素人口			234,800				
外3軒						15,000	
計算計	924,500						
史料計	905,000	156,650	613,800	289,300	82,750	459,200	425,500

注1：三谷は三谷三九郎、竹原は竹原屋文右衛門、泉屋は泉屋吉次郎（南横町）、井善は井筒屋善次郎、石川は石川屋庄次郎、村七は村田七右衛門、美の利は美濃屋利右衛門、伊勢吉は伊勢屋吉之介、大兼は大和屋兼三郎、新泉屋は泉屋栄次郎、竹川は竹川彦次郎、泉甚は和泉屋甚兵衛。

注2：古金の内訳は元文金・文政金・文政草文二分判（草中）・天保五兩判。

注3：万延元年中井の天保金安政金は、9万7400両+1万9500両（別廉）。

注4：万延元年の天保二朱金は11～12月引替分。素人口を除くと計37万9,000両になる。

注5：文久元年の天保二朱金で外3軒は増田屋善次郎（7500両）木屋伝次郎（6000両）高崎屋長右衛門（1500両）。尚、外3軒を除くと計44万4,200両になる。

出典：「改五拾九番日記」（万延元年〔国文学研究資料館所蔵 播磨屋中井両替店記録：26U—49〕（三井高維『新稿両替年代記（巻一 資料篇）』岩波書店、1933年、707～708頁）、「改六拾番日記」（万延2年〔同上：26U—51〕）より作成。

人数相嵩、日々番札ヲ以老人前五両又者三両宛引替遣候所、中々番札引足り不申、朝之内ニ出シ切候ゆへ追々未明より参り、終ニ者夜中門ト口江押寄候人数夥敷、夜明迄待セ候而者矢張番札引足り不申⁽⁴⁾

幕府はまず一〇〇万両余を備えて引き替えに臨むが、二月以降は諸国から江戸へ到着した天保金高が莫大となり、引替開始を待ち構えていた。開始されると金座と引替所も混雑し、番札を配り引替高も制限して引き替えた。しかし番札は不足し朝には出尽くすため、未明より来る者が出て、夜中にも人が押し寄せ夜明けを待たず番札が不足した。

六月二日条に、江戸で引替仲間一同への「三井組の廻状写」があり、これは三井組が同日に金座引替懸り伊佐敬助に呼ばれ、申し聞かされた四箇条である。

一 保字金引替之義以来正字金取交、軒別三百両宛差出可申事
 一元文金〆文政金迄者今日〆十日目ニ至、軒別千両宛差出可申事
 一 慶長金〆乾字金迄者溜り合之分、前書十日目之節千両之外ニ御引替可被下候間一諸ニ差出可申事

一 古金類御引替元手者御渡無之段被仰聞候事⁽⁴⁾

内容は、①天保金引替は安政金も交ぜ、一軒につき三〇〇両ずつ差し出す。②元文金文政金は今日より一〇日目毎に一〇〇〇両差し出す。③慶長金〆宝永乾字金の溜り分が、元文金文政金一〇〇〇両の他にあらば一緒に差し出す。④古金類の引替元金は渡さない。

三井組大坂支配人から江戸支配人への六月八日書状には、江戸での

古金類引替の再開が確認されている。元文金文政金が中心になる古金類引替は従来の方法とは違う形で取り扱われるため、その問題点も述べられている。

古金類御引替之儀去ル二日座方〆沙汰在之、日数十日目毎ニ引替所軒別曾仙⁽⁵⁾両宛御引替相成候旨、尤御元手金此度者相渡り不申、手金を以引替置候之様被申渡候、就而者保字金引替是迄軒別日々マ舟⁽⁶⁾両宛御引替相成候処、同日〆保字正字金取交彦軒前日々マ舟⁽⁷⁾両宛差出可申様与被申渡候、依之尚々保字金引替六ヶ敷相成御心配被成候旨⁽⁸⁾

六月二日に金座で古金類引替の沙汰が出たが、一〇日目毎に引替所各家が一〇〇〇両ずつ引き替えになったが、金座から引替元金は渡されないため各家の手金で引き替えるよう申し渡された。天保金引替はこれまで各家が一日三〇〇両ずつ引き替えてきたが、同日より天保金安政金で各家が一日三〇〇両ずつ金座へ差し出すように申し渡されておられ、これでも天保金引替高が尚も不足し困難なことを指摘している。その指摘通り、中井・竹原・三井組が金座へ出した申七月五日付「以書付奉願上候」では、群集が引き替えに殺到し「甚当惑仕候、当時之姿ニ而者三ヶ一茂行届不申」とあり、引替要求の三分一も行き届いていないため、天保金安政金・古金類の引替高増加を願った⁽⁹⁾。

そして、安政一分銀浮説一条とも重なる七月頃は次のように述べる。

見世の口江詰寄候人数夜中ニ至而者五六千人ニ相余り、石町金沢の角〆本町の通江溢れ候程故、引替モ一人彦両宛ニ致候所右の札

壹枚六匁より貳朱位迄二売れ、小前者二者よきうるをひの由、或者番札売買の世利合等益前後者札売の気配至而強、又者贖札ヲ押売付候もの有之、右大群集にて夜中白玉水或者夜そば売・喰物商人等近辺へ出候⁽⁴⁵⁾

店口に夜中でも五、六千人余が詰め寄せ、引き替えも一人一両ずつに限ったところ番札が六匁二朱で売れた。そして番札の競合いや贖番札も登場し、大群集を相手に喰物商人も現れた。「引替所家々之取扱振」には大和屋兼三郎の番札取の様子が「盆前二至明日引替札差出候と申、見世先江札ヲ掛候所、前夜中より札取の者潮のわく如ク大兼ヲ目当二時の聲ヲ揚押寄候、其有様猛威盛⁽⁴⁷⁾」と記され、引替目的の群集ではなく番札の確保と取引の大群と化していた。

他方、三井組大坂支配人から江戸支配人への七月二日書状には、この時期の江戸での引き替えが言及されており、大坂からこの先差し下す天保金を如何に組み込むかが問題だった。まず江戸での七、八月の引替見込を述べている。

其後座方相減し当節其元店分日々漸々七舟⁽²⁰⁾宛引替相成候義二而(中略)御役所向・無拠御屋敷向等御申込之廉皆無御断も難被申上、多少共御手金を以御引替候二付金⁽²¹⁾操甚御六ヶ敷、尤七月上旬よりハ少々宛も引替相増可申哉之御見込被仰聞候得共、座方二而も俄御入用筋二而金高御金蔵納出来、迎も七月中者引替金高相増候御見留無之、其上模様二寄引替休日も出来可申、何れ二茂八月二至り候半而者少々宛も引替増方二者相成申間敷旨、内々御承り甚御

当惑思召、尚追々盆前二も向ひ平常迎も金操世話敷時節之処、当節者右様御手金御引替溜り合等有之此姿二引替準二而者、盆前御操合方如何二も被成候分無之御心痛千萬思召⁽⁴⁸⁾

その後、金座でも引替高を減らし其元店である江戸店も一日二〇〇両ずつ引き替えている。役所や大名屋敷から引替依頼があると断りきれず、多少は自らの手金で引き替えているため金繰りは困難な状況にある。七月上旬より少しは引替高が増える見込みを聞いていたが、金座では俄に御金蔵納分の鑄造が優先になった。とても七月中の引替高増加の見込みも立たなくなり模様により引替休日もありえ、八月にならないと引替高増加にならない旨を聞き当惑している。盆前に向け金繰りが多い時期になるが、当節では手金で引き替えており、盆前の繰合方がどうなるか心配している。更に次の文が続く。

如此之次第二付令般差下之保字金着相成候共、日々舟⁽²²⁾宛者扱置シ⁽⁴⁹⁾ 兩も引替難御差加、外下引替之向も是迄日々七舟⁽²³⁾宛座方二而引替候処、四五日前今舟⁽²⁴⁾兩ツ、二相成、却而其元方江頼談二罷越候始末、依之代り金御取付可相成廉、其元二而御渡為替之儀、何様御厚配懸御手段候而も御渡方難御出来⁽⁵⁰⁾

大坂から差し下した天保金が江戸着になっても、一日に一〇〇両でも一〇両でも引き替えに加えることは難しい。江戸で下引替の両替商は、これまで一日に二〇〇両ずつ金座で引き替えていたが四、五日前より一〇〇両へと減り、三井組へも引替依頼に来る始末である。この結果、大坂から差し下した天保金の代り金は、江戸から為替で大坂へ

送金したいが、それができないでいる。

江戸では八月二日に馬込勘解由と竹原で相談が持たれ「此程保字金引替方市中行届不申、依之番組両替屋江も御引替御用被仰付候様南御番処江願出候趣、右願之通被仰付候而も差支候義無之哉」とある。天保金引替が行き届いていないため、番組両替屋へも引替御用を仰せ付けて貰いたいと江戸町奉行南御番所へ願ひ出たので、仰せ付けられても差し支えないか打診しており、本両替四軒では八月二日付「以書附御答申上候」で二箇条を示し返答した。

一 御引替処之義者当時八軒江被仰付是迄日々無滞御用相勤居候、乍去番組両替屋とも右御引替所願之通被仰付候共、於私共者毛頭差支無御座候

一 保字正字金引替日々軒別従座方金三百両宛之御引替二付、右二準シ日々割合引替いたし居候義ニ御座候、尤座方御引替高之増減シニ寄引替人江も増減有之候義ニ御座候

天保金引替は八軒で行っているが、番組両替屋が加わっても差し支えない。次に天保金安政金引替では一日一軒当り金座より三〇〇両ずつの引替高のため、これに準じた引替高になる。金座の引替高の増減により引替人への増減もあると答えている。

九月下旬ニ至引替出薄相成漸人氣鎮り申候、誠ニ前代未聞之御引替如斯之大混雑ニ付、御用筋卜者乍申、一トしきりの人氣に者大申ニ心配致候所、先以無何事万端相濟候段一同安心大悦無此上事二候^⑤（注―傍点筆者）

九月下旬に引き替えが出薄になり混雑も収束していったが、傍点部分のように述べており、日本経済で類を見ない高率の増歩引替が江戸での引替混雑を象徴している。竹原・三井組が金座へ出した九月二七日付「以書付奉願上候」でも、天保金安政金引替では日々五〇〇両を金座へ納めてきたが引替高が減ったため、古金類と天保金安政金を取り交せて日々上納したいと願ひ出ている^⑥。

表1に万延元年四月一〇日～二月二六日の江戸での引替高を示したが、特に天保金安政金は「此外引替所銘々別廉有之金高不相知候事」とあり、別廉分が不明故か数字が計算と史料で異なり混乱を物語るが、一〇〇万両程は引き替えたと見られる。金座の引替所は八軒、座付引替は六軒で大和屋兼三郎（大兼）と泉屋栄次郎（新泉屋）が三月頃に加わり、他方銀座の引替所は泉屋を除く七軒、座付引替は四軒（島新・美の利・竹川屋・伊勢吉）である。文久元年（一八六一、二月一八日まで万延二年）は「当西年中引替高」があり併せて示すが、天保金安政金引替高は約二九万両程だった^⑦。

2 洋銀引替停止と安政一分銀浮説一条

中井の「当申年中保正字金引替相庭高下之控、附洋銀・古赤其外引替統^⑧」に記されているが、本両替と座方付で洋銀引替所となった一〇軒は、その後「洋銀壹枚二付切賃四分五厘ツ、受取一日千枚位宛引替遣シ●翌日銀座江持参、相預置七八日目二代り金御下ケニ相成り始終座方へ七八千枚置居之形ニ而連々引替致居候」とある。つまり洋銀一

枚につき受取切貨銀〇・四五匁で、一日一〇〇〇枚位を引き替えて翌日銀座へ納め、七、八日後に洋銀代り金を受け取るため絶えず銀座へ七、八〇〇〇枚を預ける形で引き替えを進めた。しかし万延元年五月八日条に「洋銀引替も保字金同様多人数引替参り候間、今八日分番札ヲ以引替相始候事⁽⁵⁴⁾」とあり、洋銀引替でも天保金同様に多人数がつめかけて来たので八日より番札での引き替えにした。更に「引替人相高番札ヲ以老人前拾枚又者五枚宛引替遣シ候、此節洋銀内々取引四拾三四匁二而高下、其後四十四匁より四匁四五分位迄引上ケ候よし⁽⁵⁵⁾」とあり、番札の引き替えても一人前一〇枚か五枚と引替高を限り、洋銀の内々取引で一ドルが四三四匁だったが、その後四四匁より四四・四一五匁位へ引き上がった。

そして五月一三日触書で「向後右銀錢、量目輕重・極印有無ニ不拘丁銀振合ニ准し時之相場を以取遣可致⁽⁵⁶⁾」と宣言され、洋銀は量目や極印有無に關係なく丁銀同様に時相場での取引が出され、引替所では「直様引替相断⁽⁵⁷⁾」とありすぐ引替中断をした。翌一四日に本両替四軒は「銀座役所江願書」を出した。

一 先般洋銀引替御用私共へ被仰付一同難有出精上納仕来候、然ル処昨十三日御触之通、時相場ヲ以取遣仕候義奉畏候、尤同日上納仕候分者前十二日全て手元引替高ニ御座候間、何卒先前差出置候同様之御振合ニ奉願上度、且ハ銘々共元手薄之折柄ニ而十三日納分時之相場ヲ以代金御下ケ相成候節者一同難洪仕候付、何卒是迄之振合ニ而金三分ツ、之御引替ニ被成下置候様、此段御聞濟之程偏

二 奉願上候

本両替は洋銀引替御用を仰せ付けられ洋銀も上納してきたが、一三日触書で洋銀は時相場での取引となった。一三日上納洋銀は一二日に全て手元で引き替えたものであり、この先もこれまでの振合いを願っている。且つ各軒でも元手は薄いため一三日納洋銀を時相場による代金を交付されては難洪するため、これまでの振合いの洋銀一枚は一分銀三分で引替代り金の交付を願ひ出た。これに対し銀座は「半高丈先前之通御聞濟ニ相成、跡半高ハ時相場を以御下ケニ相成候よし」とあり、半高だけこれまでの一分銀三分で引替代り金の交付を認めたが、残り半高は時相場での洋銀払下代金高を渡す返答をした。

重ねて四軒は「乍恐以書附奉願上候」を出し、「残半高之儀時相庭ニ而御買上相成候而者全手元損毛相成一同難洪仕候、何卒格別之御憐察ヲ以跡半高之儀ハ前之通御引替被成下置候様御聞濟之程偏ニ」と願ひ上げた。半高は時相場で銀座が買ひ上げては相場損失が出るため、格別の憐察で半高はこれまでの三分引替を要望したが「御聞濟無之、書面御下ケ戻シ相成候事」とあり却下されている。五月一五日に本両替四軒は洋銀相場立について南町奉行所へ伺書を出した⁽⁵⁸⁾。

一 外国銀錢之義ニ付今般御触面之趣奉畏候、然ル処丁銀之義ハ七枚四拾三匁御定ニ而時相場高下有之、洋銀壹枚七匁已上之分量目輕重御極印有無ニ不拘丁銀振合ニ準シ時相場ヲ以取遣可仕旨被仰出、右者四拾五匁御定与心得可申哉御伺奉申上候

洋銀に関し触書が出され、丁銀一枚は四三四匁で時相場取引され、

一枚七匁以上ある洋銀も時相場取引されることになった。洋銀は四五匁定と心得てよいのか尋ねている。五月の引替所での洋銀引替廃止と洋銀時相場取引で受けた煽りを、中井は次のように述べる。

猶一同相談致候所、如何にも無利成仰二候得共、昨年以來兩替屋者よいくと申人口の響歎、兎角当節柄押而強ク者言ぬがよかるふ、まけるくと相談一決致候、当店なぞ者千枚之内五百枚丈が相場二成候迄二候得共、中二者三千五千之半高相場仕切者甚迷惑也、其外にも追々納候積ヲ以多分買込候ものも有之よし、是等者多分の損毛氣の毒ニ存候^⑨

本兩替の相談では無理ある要求だと述べ、昨年以降本兩替側は何でも承諾したことが響いたと反省しており、強くも言えず仕方ないため負けを選んだ。損失は中井で一〇〇〇枚の内五〇〇枚が時相場買い上げになったが、中には三千五千枚の半高を時相場で仕切られた者もいて迷惑している。他にも今後の洋銀納を見込んで買い入れた者もいて多分の損失は氣の毒と同情している。以上の背景には、洋銀一枚一分銀三枚の維持困難の土壤に、天保金のみならず洋銀でも引替熱が加わることで、洋銀忌避と幕府にも価値の維持防衛ができない判断となり、洋銀相場へ急展開を切つたものと考えられる。

五月二六日には洋銀相場が立たないため、竹原が奉行所へ何うと下知次第に相場が立つとの返答だった。しかし相場が立つまでの間、連鎖的な影響も江戸で起き、洋銀吹き直しである安政一分銀の通用価値も疑問視された。七月一九日昼後より安政一分銀を持参し外金銀貨を

望む者が多くつめかけ、安政一分銀が二朱通用になると風説した。本兩替仲間一同で相談し世話掛り名主衆へ書面を出したが、この書面が本兩替から出された七月二〇日付「乍恐以書付奉申上候」である。

一昨十九日何故歎俄ニ新壹分銀持参致、式朱金・式分判・壹朱銀之内ヲ引替異候様申参候向多分有之、夫ニ持合之分売渡候得共、夕氣至候而者弥以望人相進ミ銘々手限り売払候ニ付所持無之趣申答置候、然ル処今朝ニ至引続石金品相望候もの多分有之候ニ付、扨底之趣相断居候得共、何分混雜当惑仕候ニ付此段御届奉申上候、以上

申七月廿日

本兩替屋代四人

但三組・番組・錢屋も同様、且者錢買廻り候由御届差出候右一条十八日夕同夜廿日ニ至候而者、赤・中・小白ヲ買ニ参候もの又者錢買集ニ廻り候ものも有之様、其烈敷事誠混雜致候、新壹分銀俄ニ半減通用にも成へくなど異説致候^⑩

一九日に理由は不明だが、俄に安政一分銀を持参し二朱金・二分判・一朱銀への引替希望者が続出し、夕方にはその数を増やした。希望者に対しては、それら外金銀貨全てを売り払つたと答えた。二〇日朝にも前日同様に多人数が押しかけ、扨底を理由に断る状況が続く。この現象は本兩替のみに限らず、三組・番組・錢屋でも錢の買い集めに遭っており混乱は二〇日まで続き、安政一分銀の通用価値が二朱へ下がる噂も流れる。中井でも浮説一条で江戸市中の大混雜を記録している。

新壹分銀ヲ以、米・錢或者当季入モセヌものなど買廻り、売人も

風説ヲ聞、代口もの売切候趣又者見世掃除等致家業相休、喰物見世等迄新一分銀ニ而者釣銭不差出、小前之ものなぞ米ヲ買にも米屋ニ而請取ぬ向も有り、終二者口論に及、今にも打こわしの初ル哉ト存候程に人気立登り候⁶⁴

安政一分銀を持つ者は米や銭、無用物まで買い漁った。風説を聞いた売る側は商品を完売した様子を見せつけ、又は休店して掃除をしている。喰物店では安政一分銀で代金を支払っても釣銭は出さない態度をとった。小前の者が米屋で米を買うにも安政一分銀を拒む店もあり口論にもなり、打ちこわしへ発展し兼ねない程に緊迫した。そして混乱を鎮静するべく七月二〇日に小口年番名主共へ「申渡」が出された。

壹分銀之義相場下落可致哉之趣浮説致両替商内尙等見合候由相聞以之外之事情、右様之義者更ニ無之候間、通用方無差滞可致、此上同様不取留義申触両替其外差支候義、有之ニおゐて者嚴重之可及沙汰条心得違致間敷候、此旨市中不洩様早々可申通候⁶⁵

安政一分銀が価値切り下げになる浮説が流れ、両替商での取引見合せになっているが、安政一分銀の価値切り下げは無いことを市中へ申し通すよう述べている。

七月一九〜二〇日に安政一分銀で両替した金銀銭高が報告されており、竹原では二五〇〇両を二分判へ、一五〇両を小判⁶⁶へ両替した。中井では三七四〇両を二分判へ、村田では一三二〇両を二分判・一朱銀・百文銭へ両替した。尚、三井組は「七月十九日廿日上方御為替金着ニ付御繁用ニ而同日新壹分銀両替相断候由、被申立候事」とあり上方か

らの為替金到着を理由に両替に応じない態度をとった。⁶⁴

三井組では八月一〇日条に江戸町奉行北御番所より、浮説による騒動で各軒の両替有無を書面で差し出すよう仰せ渡され、同日付「御尋ニ付以書附奉申上候」を出した。

去月十九日新壹分銀浮説有之、其頃両替之模様御尋ニ御座候、右同日者大坂表御金蔵御取下シ銀并洋銀百合拾箱到着之処、洋銀之方御封印不残損シ有之改包直シ等ニ而混雜罷在候ニ付両替并保字金引替等相断申候、翌廿日者大坂表御銀三百貫目到着引続為御登銀三百貫目荷造仕、是又混雜罷在候ニ付両替并保字金引替相断申候、尤御金荷造り且到着之節共前同様引替両替共相休来候儀ニ御座候

江戸三井組では一九日は大坂御金蔵より取下し銀と洋銀が一〇箱江戸着になり、洋銀の封印が損じており改包直して混雜し両替と天保金引替を断り、二〇日も大坂表より銀三〇〇貫目が江戸着になり続いて登せ銀三〇〇貫目荷造りで混雜し両替と天保金引替を断った。荷造りや到着の際は前同様に引替両替を休業すると返答している。

中井の記録では「異説烈風の如く上方登り七月廿五六日頃一トしきり京大坂ニ而もさわき候よし也⁶⁵」で終るが、浮説は烈風の如く上方へも波及し七月二五〜六日頃に大坂・京都でも騒ぎになったと述べるが、大坂では安政一分銀で外金銀貨の買い集めや騒動は史料上確認できない。しかし、騒動を鎮静化させた旨は大坂へ直ちに通知された。

大坂の近江屋猶之助は七月二〇日付で「此度於江戸表洋銀直段下ニ

も可相成哉、又者新吹壹分銀も直段下り、壹分銀ハ式朱之通用ニ可相成哉之風聞有之候得共全く浮説而已ニ而、決而左様之義無之」と記し、江戸では洋銀が価値切り下げ、安政一分銀も価値切り下げで二朱通用になることは浮説だと断言しており、先に示した七月二〇日付「申渡」も、江戸井善からの「江戸御触之写」として記している。他方、三井組大坂支配人から江戸支配人への八月二日書状には「去月十九日壹分銀壹ツ式朱歟拾匁通用ニ可相成風聞ニ而市中一統俄ニ騒々敷、銭両替屋向ニ而者請取不申故、諸商人茂是又同様受取不申、弥以不通用之体相見得下々之者全業体ニ差障、既ニ大混雜可相成様子之処、去月廿日暮時頃別紙之通御触有之候ニ付漸々穩ニ相成御安心被成候」と記し、七月一九日に安政一分銀一枚が二朱か一〇匁の通用になる噂が流れ市中で騒がしくなった。銭両替屋や諸商人は安政一分銀を受け取らず不通用の様相を呈し大混雜に陥るが、二〇日に触書が出され収束したと述べる。江戸では安政一分銀の価値をめぐる騒動が短期間だが発生した。以前は外金銀貨への両替要求の元は洋銀だったが、浮説による騒動で安政一分銀へ取って代わられている。

3 初期洋銀相場

幕府は洋銀を「国幣に交へ用ふ」よう命令したが通用せず、「前年一二月改三分を打ったころ」「官令あれども行はれず」で、通用でも「大略二分二朱」⁽⁶⁸⁾「三七五匁(金一分)銀一五匁」という低い相場だった。

洋銀一枚(四五匁) 〓 一分銀三枚(一五匁が三枚)の關係は崩れ、洋銀相場は万延元年「八月廿九日相庭立候様被仰渡、九月二日夕々於会所気配相立候」とあり、江戸南町奉行所から八月二十九日に相場立が仰せ渡され、九月二日に会所で気配は立った。情報には少ないが、九月九日夕より相場が立ち三三・三〇〇、九月中頃は三四・六〇、三五・六匁、九月二三日と一〇月一日が三五・二〇〇、二匁だった。小野一郎は五月二十九日が三六匁、七月が三〇匁、八月が三二匁、洋銀相場の変遷は研究により異なると断りつつ万延元年は三七〇三八匁と指摘する。洞富雄は売込商甲州屋篠原忠右衛門・直太郎の書翰に六月一〇日が三三・三八匁、一〇月二日が三六・八〇三七匁と抄出している。⁽⁷⁾

次に売込商の史料から部分的だが洋銀相場を明らかにしたい。文久元年七月一三日付「生糸売込書上(穀屋清左衛門)」と「覚(下倉屋孫七、生糸売渡)」は、生糸売上高を記録したもののだが、万延元年の生糸量と価格換算があり、金高(後に洋銀高も)も記され洋銀相場が窺える。算出例は情報も多い穀屋の万延元年四月一〇日で示す。

四月十日

英式番口レロ

一生糸式百拾斤 但し百斤ニ付洋四百廿枚替

代洋銀八百八拾式枚

此金六百六拾壹両式分也

生糸一〇斤に付洋銀四二枚のため、二一倍(生糸二一〇斤)で代洋

表2 生糸売上から見た初期洋銀相場

	洋銀	金高	銀高	洋銀相場
安政7年	枚.分	両.分.朱	匁	匁
正月13日	(1,052.0)	789. 0. 0		45.000
正月13日	(153.0)	114. 3. 0		45.000
正月17日	(795.0)	596. 1. 0		45.000
万延元年				
3月27日	(3,036.0)	1,973. 0. 2		38.995
閏3月18日	(130.0)	97. 2. 0		45.000
閏3月18日	(548.0)	411. 0. 0		45.000
閏3月18日	(1,006.0)	754. 2. 0		45.000
閏3月18日	(1,067.0)	800. 1. 0		45.000
4月9日	3,649.0	2,736. 3. 0		45.000
4月10日	882.0	661. 2. 0		45.000
5月26日	2,324.0	1,258. 3. 0	5.0	32.500
5月26日	2,829.0	1,532. 1. 2		32.500
6月14日	2,758.8	1,471. 1. 0	6.6	32.000
6月14日	295.2	157. 1. 2	3.9	32.000
7月28日	3,577.0	1,848. 0. 0	6.9	31.000
8月6日	875.0	452. 1. 0	5.5	31.020
8月25日	3,675.0	1,898. 3. 0		31.000
8月28日	8,148.0	4,209. 3. 0	3.0	31.000
10月5日	2,350.0	1,370. 0. 0	5.0	34.979
11月24日	1,680.0	980. 0. 0		35.000
*12月1日				35.700
史料合計	33,043.0	24,013. 0. 2		
計算合計	(40,830.0)	24,113. 0. 2		

注) 洋銀の括弧内数・洋銀相場は筆者による算出。

* 「覚(下倉屋孫七、生糸売渡)」(万延元申年〔神奈川県立公文書館所蔵 武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣石井家文書2199436380〕で、洋銀2,580枚と0.766匁、金高1,535両2分・銀高3.34匁。

出典：「生糸売込書上(穀屋清左衛門)」(文久元酉年7月13日〔神奈川県立公文書館所蔵 武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣石井家文書2199435272〕より作成。

銀八八二枚になる。
 八八二(洋銀高) × 四五匁(洋銀相場) ÷ 三九貫六九〇匁
 三九貫六九〇匁 ÷ 六〇匁 ÷ 六六一・五(六六一両二分)
 この方法を基本に、正月一三日～閏三月一八日の括弧内数で洋銀高を推計し、全期間にわたる洋銀相場を表2に示した(公定金相場は一両〇六〇匁で換算)。

史料上要修正の六月一四日の二つ目、英二三番ハウラへ売込は一〇斤二付洋銀三六枚のため八二倍(生糸八二斤)すると代洋銀二九五枚二分になる。
 二九五・二 × 三三二匁(洋銀相場) ÷ 九貫四四六・四匁
 九貫四四六・四匁 ÷ 六〇匁 ÷ 一五七・四四(金一五七両一分二朱と端数〇・〇六五)

端数〇・〇六五×六〇匁^(百匁)銀三・九匁

このため史料中は「此金五拾七兩壹分式朱ト」であり、合計金高でも「惣メ金式万四千拾三兩式朱ト」となる。洋銀は算出による括弧内数も含めると四万八三〇枚、括弧内数洋銀高を除いても三万三〇四三枚となる。

表2の洋銀相場では当該月日の相場の計算を試みたが、五月二六日～二月一日の洋銀相場が平均三三・六〇九匁になる。次に五月が三二・五匁、六月が三二匁、七月が三一匁、八月が三一～三一・〇二匁と低落傾向だが、一〇～十一月が三四・九七九～三五匁、一二月が三五・七匁へと上昇している。つまり、洋銀相場も具体化しておらず、安政一分銀浮説一条も含まれる期間（五月二六日～八月二八日）に著しい低落が認められる。

また、万延元年の洋銀相場は三七～八匁とあり生糸の「輸出者ハ日々洋銀ヲ看籠又ハ袋ニ入レ馬背ニ依リテ江戸ニ輸送シ一分銀ト交換セリ」の様子から、先述の安政六年八月に穀屋・肥前屋の洋銀両替要求は当然だった。

おわりに

開国で流入した洋銀により日本の計数金銀貨は二年間に、金貨価値切り上げ（増歩と期待）と銀貨価値切り下げ（忌避と浮説）で騒動へ

と発展し、貨幣国定学説上でも、貨幣の本質的機能上でも試練にさらされ一般的受領性さえも脅かされた特異稀な期間だった。

本両替は洋銀を国内でも受容への試みとして南鐮二朱銀の先例から切貨授受も提唱した。買取は素人より両替商が切貨を受け取り、売渡は両替商が素人へ切貨を支払い、南鐮二朱銀の先例では南鐮二朱銀の切貨は金一兩につき買取〇・八匁・売渡〇・四匁分だった。洋銀一枚の切貨銀高は、安政六年八月二日触書段階は買取三匁・売渡一匁だったが、同五日には洋銀での割差仕様と切貨は買取八匁・売渡五匁と見込んだ。同二四日の銀座での洋銀引替開始段階では買取三匁・売渡一匁で変更なかった。同七年二月一九日には買取三匁・売渡二匁で売渡に変化があったが、切貨銀は駆引きにより両替商が買取五～七匁・売渡四～六匁を許容範囲としたいと希望した。万延元年四月二四日に引替所での洋銀引替開始に及んで、洋銀引替料その他諸雑費の形で銀〇・四五匁を引替人より受け取ることで一応の決着を見た。次に本稿の結論を洋銀、天保金と一分銀の視点で述べていきたい。

洋銀の受容は国内での強い忌避や国際的な金銀比価調整が急務なため、受容のための時間が無いことも敗因だった。国内での洋銀通用の試みは結果として失敗したが、洋銀をめぐる幕府と外国側との応酬の下で、本両替は洋銀通用のため試みと提案を主に三点にわたり行った。試みには、①本両替は先例にあげた南鐮二朱銀の際の切貨授受の導入を提唱したものの、銀座での洋銀両替から引替所での洋銀引替へ移行した万延元年四月二四日に洋銀引替料その他諸雑費に取って代わられ

試みは終る。②安政六年八月九日には両替商への洋銀集中を防止させ、洋銀に一般的受容性を持たせるべく本両替は七匁以上の洋銀に極印を打つことを銀座へ提案しており、同七年二月一三日にその見本も交付され、引替所での洋銀引替に至るが、五月一三日の洋銀の時相場取引への移行で失敗した。③本両替は洋銀を大名家江戸屋敷や町方へ渡す為替金に混ぜるが迷惑がられ受取を拒まれた。一例に阿州徳島藩が大坂三井組へ依頼した天保金江戸差し下しで、天保金代り金を江戸で渡す案が出た際に為替金に洋銀を混ぜる試みが見える。為替金の中に洋銀を含ませていく試みは、洋銀を支配者層にも受容させていく試みと捉えられるが失敗した。

国内での天保金は、安政六年五月に増歩され引替対象になったが、同七年正月に増歩通用にされたことで引替対象でありつつ通用金へと引き戻され、且つ江戸を中心に引替開始期待の熱が高まる。万延元年四一〇月には江戸金融街で天保金の引替騒動となり、その中で五月に洋銀は時相場取引へと移行し、七月に安政一分銀が二朱通用になる浮説が巻き起こり安政一分銀の他計数金銀貨への両替騒動も重なっていった。天保金の引替熱は新たな増歩期待もあってその後も続くが、それに対して安政一分銀浮説一条が三日でほぼ終息したのは、持主は通用価値での資産保持が目的であり、幕府が絶対的な通用価値保障を宣言すれば終息し易い性格のものだったためと考えられる。その後、江戸での天保金引替が落ち着いてくると、次に大坂・京都を中心に西日本でも引替期待が高まることになった。

注

- (1) 小野一郎「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(一)〜三完」『経済論叢』八一巻三〜六号、京都大学、一九五八年(同『小野一郎先生著作集第一巻 近代日本幣制と東アジア銀貨圏―円とメキシコドル―』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。以下『小野一郎先生著作集(一卷)』と記す)。洞富雄「幕末洋銀相場」『メキシコドルについて』同『幕末維新期の外庄と抵抗』校倉書房、一九七七年。山本有造「横浜洋銀相場の生成と消滅」同『両から円へ』ミネルヴァ書房、一九九四年。
- (2) 山口茂「国際金融」春秋社、一九五七年、一九一〜一九三頁、一九九頁。
- (3) 高橋秀悦「幕末の金貨流出と横浜洋銀相場」日本評論社、二〇一八年、三一〜三三頁。
- (4) 石井孝「洋銀通用をめぐる諸問題」同『幕末開港期経済史研究』有隣堂、一九八七年。三上隆三「外国貨幣との交渉」同『円の誕生』東洋経済新報社、一九八九年。
- (5) 田谷博吉「近世末期の銀座」(同『近世銀座の研究』吉川弘文館、一九六三年)。田谷博吉「洋銀の流入と洋銀交換―江戸幕府最後の通貨問題―」『甲南経済学論集』一四巻一号、一九七三年、五七頁。
- (6) 兵頭徹「洋銀引替と長崎奉行岡部長常―『貨幣事件』を中心として―」『東洋研究』一四九号、大東文化大学、二〇〇三年。同「洋銀引替継続と長崎奉行」『同上』一五四号、二〇〇四年。木村晴寿「横浜における洋銀の市場取引方法―明治前期田中平八の洋銀取引―」『松商探題論叢』四七号、松商学園短期大学、一九九九年。同「明治初年横浜における洋銀先物経営―田中平八の洋銀定期売買―」『同上』四九号、二〇〇〇年。
- (7) 三井高維「新稿両替年代記関鍵(卷一 資料篇)」岩波書店、一九三三年(以下「新稿両替年代記関鍵(卷一)」と記す)。
- (8) 播磨屋中井両替店記録目録「史料館所蔵史料目録(三集)」一九五四年、五二頁。
- (9) 「新稿両替年代記関鍵(卷二)」六九七〜七〇九頁。日本銀行編『図録日本の貨幣4』東洋経済新報社、一九七三年、二四五〜二四六頁。

- (10) 「諸事控」(三四番、江戸本両替) (安政六年〜万延元年) (三井文庫所蔵 本三七二)。「改五拾八番日記」(安政六年) (国文学研究資料館所蔵 播磨屋中井両替店記録:二六U―四八)。「改五拾九番日記」(安政七年) (同館所蔵 同記録:二六U―四九)。「両替方九番日記」(安政七年〜明治三年) (同館所蔵 同記録:二六U―五〇)。「一部だが「改六拾番日記」(万延二年) (同館所蔵 同記録:二六U―五一) も用いた。
- (11) 「改五拾八番日記」の最後記載。
- (12) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成(四卷)』岩波書店、一九九三年、四七四頁(以下『幕末御触書集成(四卷)』と記す)。
- (13) 「改五拾八番日記」、(11)と同史料中。
- (14) 『幕末御触書集成(四卷)』四七六頁。
- (15) 池田播磨守頼方、安政五年一〇月九日〜文久元年五月二六日(『柳営補任』東京大学出版会、一九六三〜一九七〇年)。
- (16) 高柳眞三・石井良助編『御触書天明集成』岩波書店、一九三六年、八二〜八三頁と同史料。
- (17) 「改五拾八番日記」、(11)と同史料中。
- (18) 肥前屋小助(陶器、肥前佐賀瀬戸物商人)・穀屋清左衛門(日野生糸・上州産物・桐生織物、上州吉井) は本町四丁目(南側)。肥前屋は神奈川奉行の許可をとりドル屋つまり両替商を兼業し、文久二年序「珍事五ヶ国横浜はなし」に「金銀町両替 肥前屋小助」が見える(洞富雄『幕末維新期の外庄と抵抗』校倉書房、一九七七年、一七〇頁。「安政六年現在横浜町居住商人配置図」(『横浜市史(二卷)』横浜市、一九五九年。佐佐木杜太郎『開国の先覚者中居屋重兵衛』新人物往来社、一九七二年、一七〜一八頁)。これら売込商は開港当初、藩専売制と深い関係が指摘される(西川武臣「開港直後の横浜生糸売込商―藩専売とのかかわりを中心に―」『横浜開港資料館紀要』九号、一九九一年、三〇〜四三頁)。
- (19) 『幕末外国関係文書之二十七』七九〜八〇頁。
- (20) 「諸事控」。『幕末御触書集成(四卷)』四七八頁。
- (21) 「改五拾八番日記」本文九月六日条、(11)と同史料中。
- (22) 新古二朱銀つまり南鐐二朱銀と文政南鐐二朱銀、及び文政南鐐一朱銀。
- (23) 「京都書状控」(安政七年) (三井文庫所蔵 別三四九)。
- (24) 「江戸書状控」(万延元年〜文久元年) (三井文庫所蔵 別三五二)。
- (25) 「金銀引替御用留五番」(万延二年〜慶応三年) (住友史料館所蔵 二二一―一四)。
- (26) 「古金銀引替御用掛屋月番之請取書(加島屋作兵衛宛)」(万延元年〜慶応元年) (国文学研究資料館所蔵 加島屋長田家文書:二六七―二〇八七)。
- (27) 「京都書状控」(文久元年) (三井文庫所蔵 別三五〇)。「新古二朱判出入帳并天保九戌年分老分銀共」(文政七年〜文久元年) (三井文庫所蔵 別九五七)。
- (28) 「諸事控」。「両替方九番日記」。
- (29) 馬込勘解由。大伝馬町二丁目その他に同一丁目、大伝馬塩町、通旅籠町、堀留町二丁目、伊勢町を支配する名主で、家康に従って移住してきた草分名主の一人である。また宇都宮藩戸田家、奥殿藩松平家、新吉原住民、高井縫之助などへ金融活動も見られた(高山慶子「江戸町名主の金融―大伝馬町名主馬込勘解由を事例として―」『史学』七七卷:二三号、三田史学会、二〇〇八年、六七〜八六頁)。
- (30) 石谷因幡守穆清、安政五年五月二四日〜文久二年六月五日(『柳営補任』東京大学出版会、一九六三〜一九七〇年)。
- (31) 『幕末外国関係文書之三十二』四〇八頁。
- (32) 江戸の町年寄三家の一つで、代々藤左衛門を襲名。日本橋本町二丁目に居宅、他四ヶ所の地を拝領した。町年寄のほか東三三ヶ国の柀座の特権を持ち柀改めも行う。この時は一四代榎屋藤左衛門忠温(次を参照。吉原健一郎『江戸の町役人』吉川弘文館、一九八〇年、一五四〜一五五頁。『国史大辞典』(九卷) 吉川弘文館、一九八八年)。
- (33) 『幕末御触書集成(四卷)』四八二頁。
- (34) (35) 「諸事控」。「両替方九番日記」。
- (36) 「諸事控」。「両替方九番日記」。「幕末御触書集成(四卷)』には本両替

- 屋と座方付両替屋での洋銀引替開始の触書は無い。
- (37) 「諸事控」では脱落している。
- (38) 『新稿両替年代記関鍵(巻一)』六九九〜七〇二頁。
- (39) 『幕末御触書集成(四巻)』四八三頁。
- (40) (41) 『新稿両替年代記関鍵(巻二)』六九九頁。
- (42) 「両替方九番日記」。
- (43) 「京江戸別通控」(安政六年〜文久元年〔三井文庫所蔵 別三四八乙)。
- (44) 「両替方九番日記」。
- (45) 『新稿両替年代記関鍵(巻一)』六九九〜七〇〇頁。
- (46) 金一朱を銀三・七五匁で計算すると二朱弱〜二朱で売れたことになる。
- (47) 『新稿両替年代記関鍵(巻一)』七〇一頁。
- (48) (49) 「京江戸別通控」(安政六年〜文久元年〔三井文庫所蔵 別三四八乙)。
- (50) 『新稿両替年代記関鍵(巻一)』七〇〇頁。
- (51) 「諸事控」。「両替方九番日記」。
- (52) 『新稿両替年代記関鍵(巻一)』七〇六〜七〇九頁。「改六拾番日記」。
- (53) 「改五拾九番日記」の最後記載。
- (54) 「両替方九番日記」。
- (55) 「改五拾九番日記」、(53)と同史料中。
- (56) 「諸事控」。「幕末御触書集成(四巻)』四八四頁。
- (57) 「改五拾九番日記」、(53)と同史料中。
- (58) 「諸事控」。「両替方九番日記」では「乍恐以書付奉申上候」と題している。
- (59) 「改五拾九番日記」、(53)と同史料中。
- (60) 「両替方九番日記」。
- (61) 「改五拾九番日記」、(53)と同史料中。
- (62) 「改五拾九番日記」。「諸事控」。「両替方九番日記」。
- (63) 「諸事控」では二分判と記しているが、二〇日に再び二分判六〇〇両もあり、誤記と見た方が妥当だろう。
- (64) 「両替方九番日記」。
- (65) 「改五拾九番日記」、(53)と同史料中。
- (66) 「留帳」(嘉永三年〜文久三年〔大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書・近江屋F一―一七)。
- (67) 「京江戸別通控」(安政六年〜文久元年〔三井文庫所蔵 別三四八乙)。
- (68) 喜田川守貞『近世風俗志(守貞漫稿一)』(岩波文庫)一九九六年、三六四頁。田谷博吉『洋銀流入と洋銀交換―江戸幕府最後の通貨問題―』『甲南経済学論集』一四巻一号、一九七三年、六〇〜六一頁。
- (69) 「改五拾九番日記」。尚、「両替方九番日記」には九月二日夕に、会所三三・四匁、両替町組三三・一匁、神田組三三・〇五匁、京橋組三三・七一匁、芝組三三・八二匁、平均三三・八匁(計算数値三三・八一六匁)になるが、本郷組三〇・五五匁は平均から除外。
- (70) 「改五拾九番日記」。「新稿両替年代記関鍵(巻二)』七〇二〜七〇三頁。
- (71) 『小野一郎先生著作集(一巻)』三六頁・五七頁。洞富雄『幕末維新期の外庄と抵抗』校倉書房、一九七七年、一六七〜一六八頁。
- (72) 「生糸売込書上(穀屋清左衛門)」(文久元年〔神奈川県立公文書館所蔵 武蔵国橘樹郡神奈川宿本陣石井家文書二一九九四三五二七二)。「覚(下倉屋孫七、生糸売渡)」(申一二月一日〔同館所蔵 同文書二一九九四三六三八〇)は相場が六〇匁前後を変動している明治五申年を推定しているが、相場が三五匁台と低く金高は両分・銀高は匁分厘の単位のため万延元年と筆者は推定する。
- (73) 「資料」横浜開港当時之貿易状態並洋銀相場取引之沿革』『経済と貿易』一〇一号、横浜市立大学、一九七〇年、一〇一〜一〇二頁。
- (74) 拙稿「三井組の天保金差し下し―安政六年と安政七年の増歩の間で―」『大阪商業大学商業史博物館紀要』一九号、二〇一八年。

